

第18回全日本プムセ選手権大会 フリースタイル楽曲使用について

楽曲を個人で楽しむだけでなく、大会会場で流したり、編集をしたり、営利に利用したりする場合には、著作権者に著作権等（著作権および著作隣接権をいう。以下同じ）の利用許諾手続きが必要となる場合があります。

全日本プムセ大会において、著作権等の権利を侵害し、著作権法に違反する恐れがある行為をすると、当協会の責任が問われることとなります。

そのため、下記【楽曲使用の流れ】に沿って、ご自分が使用するフリースタイル楽曲が大会会場で流しても問題がない楽曲であることを、参加にあたって、当協会に証明していただくことが必要となります。証明がない（資料が提出されても証明に足りない場合も含みます）場合には、当該楽曲を大会で使用することができません。なお、今大会は非営利な大会で、営利目的の使用の許諾は必要としません。

JASRAC の作品データベース検索サービスで、著作権の有無の検索ができます。

<http://www2.jasrac.or.jp/eJwid/>

【楽曲使用の流れ】

1. インターネット等で公開している著作権等フリーの楽曲を使用する場合

インターネット等で公開されている楽曲をダウンロードして使用する場合、「フリー」と記載があっても、どこまでの利用がフリーかは、それぞれ異なります。

楽曲とともに、次の資料を提出してください。

（複数の曲を繋ぎ合わせている場合は、②、③、④、⑥、⑦について、それぞれ確認要）

- ① 楽曲（MP3 データ）
- ② 曲名（複数楽曲を繋ぎ合わせている場合には、それぞれの曲名）
- ③ 製作者名（複数楽曲を繋ぎ合わせている場合には、それぞれの製作者）
- ④ ダウンロード元の URL
- ⑤ 編集、加工の有無とその内容
 - ・曲を繋ぎ合わせている
 - ・効果音を入れた
 - ・曲の間をカットした、など
- ⑥ 上記⑤の編集・加工がある場合には、編集・加工の許可を得ている証拠
 - ・製作者との直接のやりとりの画面
 - ・編集等が OK の記載がある規約や画面表示のコピー、など
- ⑦ 大会会場で楽曲を流すことの許可を得ている証拠
上記⑥記載の証拠と同じ

2. 知合い等が作曲した（有償無償を問わず）、または自作の楽曲を使用する場合

知り合いや自分が製作したものである場合も、ご自分が楽曲を使用する正当性を示す資料を楽曲と一緒に提出してください。

- ① 楽曲（MP3 データ）
- ② 曲名（曲名がなければ、ないことを明示）
- ③ 作曲者名
- ④ 演奏者名
- ⑤ 上記③及び④の方から大会会場で楽曲を流すことの許可を得ている証拠
 - ・やりとりした SMS の画面
 - ・承諾書を書いてもらう
 - ・全権利が自分にあることを一筆貰う（自作の場合は、その旨申告する）等

3. 著作権等が登録されている楽曲を使用する場合

著作権等が管理機関に登録されている楽曲を使用する場合は、管理機関への使用手続が必要です。*1)

*1) RIAJ（日本レコード協会）および JASRAC（日本著作権協会）への手続が一般的です。ここでは下記（1）と（2）でこれらの機関の手続き方法の概要を記載しますが、Nextoneなどの他の機関や個人が権利を所有している楽曲の場合には、手続き方法や手続きに要する期間が異なりますので、各自お調べのうえ、証拠となる資料を提出してください。

（1）RIAJ（一般社団法人日本レコード協会）への音源使用手続

許諾が得られるまでに2週間程度要します。洋盤の場合2週間～1か月要します

費用：【邦盤】 5,500 円(税込)

【洋盤】 55,000 円(税込)以下でレコード会社が指定する額

- ① RIAJ の HP (https://www.riaj.or.jp/f/leg/rec_license/) 最下部に表示される

上記事項に同意して申請 ボタンから申請します（添付の「RIAJ 利用手順」参照）

- ② RIAJ からメールで請求書が送られてきますので、支払いを行います
- ③ RIAJ からメールで「許諾証 (PDF)」が届きます

(2) JASRAC (一般社団法人日本著作権協会) への録音利用手続

許諾が得られるまでに1週間~10日要します。手続きは録音利用のみで、楽曲使用手続は非営利の大会のため不要です

費用：1曲あたり220円(税込)

- ① 別添「録音利用申込書」を記入して、JASRACへFAX送信または郵送します

FAX送信先：03-3481-2744

郵送先：〒151-8540 東京都渋谷区上原3-6-12

JASRAC複製部録音・ビデオグラム課

※オンラインでの申込みも可能です(登録が必要)

<https://www.jasrac.or.jp/info/create/index.html> STEP02 参照

- ② JASRACから「録音利用許諾書」および「録音許諾番号交付票」が送られてきます

- ③ JASRACから後日請求書が送られてきますので支払手続きを行います

(3) 当協会への提出物

- ① 楽曲(CD-R)

RIAJ、JASRAC等で許諾を受けた楽曲等は、MP3への録音NGです。

協会宛てにCD-Rを郵送してください。

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-2-601 (一社) 全日本テコンドー協会

- ② 著作権等の許諾に係る証憑

・RIAJ「許諾証」

・JASRA「録音利用許諾書」および「録音許諾番号交付票」

・他の著作権管理機関等が著作権等を管理している場合、その許諾がわかるもの

上記のRIAJ等の手続きで得られる許諾は、楽曲をCD-Rにコピーして、全日本プムセ選手権大会での演武の際に流すことのみです。CD-R以外の媒体にコピーすることや、SNSやYouTube等で配信する行為は含まれておりません。

4. 全日本テコンドー協会への楽曲および資料の提出期限

提出期限： 2024年10月5日(土)

資料及びMP3提出先：japan2005tkd@aita.or.jp (当協会代表アドレス)

bh5248shu@gmail.com (小泉競技委員アドレス)

2024/8/26 AJTA

CD-R 郵送提出先： 〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町 4-2-601
(一社) 全日本テコンドー協会

以上